

三井住友トラストクラブ・キャッシュレス 利用ポイント規定

第1条（目的・本サービスの概要）

1. 本規定は、国の施策である「キャッシュレス・消費者還元事業」（2019年10月1日の消費税増税後所定の期間、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店舗等で支払いを行った場合に消費者への還元を行う、国の事業をいい、以下「本事業」という。）に基づき、ダイナースクラブカード／TRUST CLUBカード会員規約（以下「会員規約」という）に定める付帯サービスとして、三井住友トラストクラブ・キャッシュレス利用ポイント（以下「本ポイント」という）を対象カード等に加算し、本ポイントの利用を認めるにあたっての、条件、制限事項その他の基本的事項を定めるものです。
2. 三井住友トラストクラブ株式会社（以下「当社」という）が本規定に基づき会員に対して提供するサービス（以下「本サービス」という）は、会員が①本ポイントの加算対象期間中に、②対象カード等を用いて、③本事業対象加盟店（以下「対象加盟店」という）において、④ショッピング利用（但し、ポイント対象外取引を除く。）した場合、本規定に定める条件に基づき、ショッピング利用代金に応じた本ポイントを対象カード等に加算し、本ポイントを換算した相当額をカード利用代金から相殺するサービスです。会員は、本サービスを利用するに際し、本規定、および会員規約その他当社が必要と認める内容について、あらかじめ承諾するものとします。
3. 本ポイントは、当社が運営するダイナースクラブ リワードプログラム、及び TRUST CLUB リワードプログラム（以下「リワードプログラム」という）とは異なるポイントです。リワードプログラムで獲得したリワードポイントと本ポイントとの間のポイント移行はできません。また、本事業で獲得したポイントで、リワードプログラムで提供している賞品およびサービスとの交換はできません。
4. 本サービスは、本事業の一環として行われるものです。本事業においては、会員が対象加盟店で対象カード等をショッピング利用した場合、当該対象加盟店が、当該対象加盟店との間で加盟店契約を締結しているカード会社等を介して、事務局に対象となるショッピング利用金額（以下「ポイント算定対象金額」という。）を通知し、さらに事務局が当社に対して、ポイント算定対象金額の情報を提供します（以下、事務局が当社に対して提供するポイント算定対象金額に関する情報のことを「ポイント算定情報」という）。当社による本ポイントの算定および加算は、ポイント算定情報に基づき行われるものです。なお、当社から本会員に対するカード利用代金の請求は、加盟店から事務局を介さず当社が受領したカード利用代金のデータ情報（以下「カード売上情報」という。）に基づいて行われます。会員は、①当社がポイント算定情報を受領する時期と、カード売上情報を受領する時期が異なること、②本ポイントの算定および加算は、ポイント算定情報に基づき行われること、③本会員に対するカード代金の請求時期と本ポイントの加算時期が異なる場合があること、④その他ポイント算定情報とカード売上情報が異なる情報であることに起因する本サービスの制約について承諾するものとします。

第2条（用語の定義）

本規定における用語の意味は、各条に規定するほか、次に定めるとおりとし、本規定に別段の定めがない場合には、会員規約の用法に従うものとします。

- (1)「事務局」とは、本事業の執行団体である一般社団法人キャッシュレス推進協議会をいいます。
- (2)「対象カード等」とは、「ダイナースクラブカード／TRUST CLUBカード会員規約」が適用される当社が発行する個人向けカードその他

第3条第1項乃至第3項において、本サービスの対象となるキャッシュレス決済手段として定められたカード等をいいます。

(3)「ポイント加算対象期間」とは、第4条第1項および同条第2項に定める期間をいいます。

(4)「対象加盟店」とは、本事業への参加資格を有し、事務局に対して、本事業への参加登録を行っている加盟店をいいます。対象加盟店は、事務局によって公表されます。

(5)「ポイント対象外取引」とは、会員が対象カード等をショッピング利用しても本ポイントが加算されない取引のことをいい、第6条(1)から(8)までに列挙される取引をいいます。

第3条（対象カード等）

1. 当社は、会員が「ダイナースクラブカード／TRUST CLUBカード会員規約」が適用される、当社が発行する個人向けカードのダイナースクラブカード、および TRUST CLUBカード（VISAカードおよびマスターカードを対象とする）を用いてショッピング利用した場合に、本会員に対して、本規定の定めに従い本ポイントを加算します。
2. 前項に定める個人向けカードに付帯する家族カード、ビジネス・アカウントカード、ダイナースクラブ リボルビングカード、ダイナースクラブ コンパニオンカード、ダイナースクラブ プレミアムコンパニオンカード、追加カード（ビジネスカード専用）は「対象カード等」に含まれ、これらのカードを用いてショッピング利用した場合も、本サービスの対象となります。
3. 前各項に定める個人向けカードに付随する Apple Pay 決済も本サービスの対象となります。（但し、当キャッシュレス決済手段を利用することで「対象カード等」によりショッピング利用を行ったとみなされる場合に限る。）

第4条（ポイント加算対象期間等）

1. 本ポイントの加算対象期間は、本事業の消費者還元期間と同じであり、原則として2019年10月1日から2020年6月30日までとなります。
2. 前項にかかわらず、国又は事務局が、本事業の消費者還元期間の始期を2019年10月1日より遅らせた場合、または本事業の消費者還元期間の終期を2020年6月30日より早めた場合には、ポイント加算対象期間は、本事業の消費者還元期間の変更に合わせて、当然に変更されるものとします。また、その他の事情により、当社がポイント加算対象期間を変更する場合、当社ウェブサイトに掲載する等の方法により、あらかじめ会員にその旨を告知します。

※当社ウェブサイト：

◆ダイナースクラブ

https://www.diners.co.jp/ja/press/inf_201907_cashless.html

◆TRUST CLUBカード

https://www.sumitclub.jp/ja/notice/201907_cashless.html

3. 会員がポイント加算対象期間以外に対象加盟店でショッピング利用した場合には、本ポイントは加算されません。また、会員がポイント加算対象期間中にショッピング利用をした場合であっても、2020年12月25日（以下「ポイント算定情報受領期限日」という。なお、当社または事務局がポイント算定情報受領期限日を変更する場合、当社ウェブサイト、または事務局が運営する本事業専用ウェブサイトであらかじめ会員にその旨を告知します。）までに、事務局から当社がポイント算定情報を受領しなかった場合、如何なる理由であっても（加盟店、加盟店管理会社、および事務局等に起因する理由により、ポイント算定情報が本規定の有効期間内に当社が受領しなかった場合を含む。また、会員の帰責性の有無を問わない。）、本会員に本ポイントは加算されません。但し、ポイント算定情報受領期限日まで当社がポイント算定情報を受領していたにもかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により本ポイントが加算されなかった場合には、この限りではありません。

第5条 (ポイントの加算)

1. 当社は、対象加盟店でのポイント算定対象金額にカード利用単位で当該対象加盟店に適用されるポイント還元料率（5%または2%）を乗じ（1ポイント未満の端数は切捨て）、月間のポイント算定対象金額の合計金額をもとに本会員にポイント加算します。

2. 会員がカード種別変更等を行うことによりカード番号等が変更となり、カード番号等の変更後に当社が変更前のカード番号によるポイント算定情報を受領した場合、カード番号変更前、変更後両方のポイント算定対象金額の合計金額をもとにポイント加算します。

3. 会員は、以下の①②について、自己の責任においてショッピング利用前に確認を行うものとします。当社は、会員に過失があったか否かを問わず、会員が以下の①②について錯誤に陥ったことを理由としたショッピング利用の取消や本ポイントまたは本ポイントに代替する金銭等の提供を行う義務は負わず、その他一切の責任を負わないものとします。

①加盟店が対象加盟店であるか否か

②各対象加盟店に適用されるポイント還元料率

4. 国、事務局または対象加盟店との間で加盟店契約を締結しているカード会社によって、対象加盟店の本事業への参加登録資格が取り消される場合があります。この場合、会員が当該加盟店でショッピング利用した時点で当該加盟店が本事業への参加資格要件を充たしていなかったと事務局、当社または加盟店契約を締結しているカード会社が認める場合には、既に会員が本ポイントを利用した後であっても、本会員に加算された本ポイントが遡及的に取り消されることを、会員は承諾するものとします。

第6条 (ポイント対象外取引)

会員がしたショッピング利用が以下の(1)から(8)までの取引のいずれかに関して行われたものである場合、当該取引が対象加盟店でのカード利用であるか否かにかかわらず、本サービスの対象外とします。

(1)消費税法別表第二の一～五に規定する有価証券等、郵便切手等、印紙、証紙及び物品切手等の販売

(2)全ての四輪自動車（新車・中古車）の販売

(3)新築住宅の販売

(4)当せん金付証票（宝くじ）、スポーツ振興券（スポーツ振興くじ）、勝馬投票券（競馬）、勝者投票券（競輪）、舟券（競艇）、勝車投票券（オートレース）の販売

(5)収納代行サービス、代金引換サービスに対する支払い

(6)給与、賃金、寄付金、祝金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他の出資分配金の支払い

(7)キャンセルにより存在しなくなった原因取引に対する支払い

(8)その他本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省および事務局が判断するものに対する支払い

第7条 (ポイント加算上限)

1. 第5条第1項にかかわらず、毎月1日から末日の間に対応して対象カード等に加算される本ポイントには上限があります。当社は、ご利用代金の締切日までにポイント算定情報の受入処理手続きが完了したポイント算定対象金額につき、第5条第1項に基づき算定したポイント数の合計がポイント上限数を超える場合には、その超過分につき、本ポイントを対象カード等に加算しません。

2. 前項に定めるポイント上限数は、本カード、付帯カードにかかわらず、対象カード等1枚につき、15,000ポイントとします。

第8条 (ポイントの加算時期・利用方法)

1. 当社は、毎月1日から末日の間に受領したポイント算定対象金額に基づき、第5条および第7条に従って算定した本ポイントを、翌々月のカード利用代金の約定支払日（利用代金締切日の翌月10日。但し、金融機関によっては8日。金融機関の営業日でない

場合は翌営業日）に対象カード等毎に加算します。なお、本ポイントの加算時期は、ショッピング利用代金の支払区分（会員規約第30条に定める支払区分をいう）による影響を受けないものとします。

2. 当社は、前項に基づき対象カード等に加算した本ポイントの金額につき、前項の約定支払日当日に、1ポイント=1円の割合で金銭に換算し（以下、換算した後の本会員の当社に対する金銭債権の債権額を「ポイント相当額」という。）、本会員の当社に対する約定支払額の支払債務と対当額にて相殺（約定支払額からポイント相当額を自動的に控除）します。当該約定支払日における約定支払額がポイント相当額よりも大きい場合には、当社は相殺後の残額につき、本会員から会員規約に基づき支払いを受けます。また、当該約定支払日における約定支払額がポイント相当額よりも小さい場合には、当社は相殺後の残額につき、お支払い口座に振り込みます。なお、本会員がお支払い口座を届け出していない場合には、当社は相殺後の残額を本会員に支払う義務を負いません。

3. 前項にかかわらず、第1項に基づき対象カード等に本ポイントが加算された時点で、本会員の当社に対する未払債務が存在する場合には、前項に基づく相殺処理に先立ち、当社は、当社の本会員に対する延滞債権（元本のほか、利息・遅延損害金にかかる債権を含む。）と、本会員の当社に対するポイント相当額にかかる債権とを対当額にて相殺します。

第9条 (キャンセル・ポイント加算の取消)

1. 会員は、対象加盟店との間のショッピング利用取引が、取消、解除または合意解約等により消滅した場合には、技術的に不可能でない限り、対象のショッピング利用を取り消すことでクレジットカード取引システムによる返金を受けるものとし、加盟店から現金による返金を受けなければならないものとします。

2. 会員が①本ポイントの対象加盟店でのショッピング利用を取り消した場合、②第5条第4項に該当する場合、③ポイント対象外取引につき誤って本ポイントが加算された場合、または④会員が本規定に違反した場合その他本会員が本ポイントを加算される正当な権利を有しないと認められる場合には、当社はその対象となったカード利用にかかる本ポイントの加算を取り消します。この場合、本会員が前条に基づき本ポイントを利用したことにより当社に対する支払いを免れた約定支払額につき、本会員は会員規約の定めに基づき、当社に対して支払うものとします。

3. 前項に基づき本ポイントの加算後にポイント算定対象金額の増減が発生した場合、第7条第1項および第2項に定めるポイント上限数の適用にあたって、ポイント加算月に遡ってポイントが加算、減算されるわけではありません。この場合、当社が取り消しのポイント算定情報を受領した同月に、ポイント算定情報を元に加算されたポイント数から、取り消されたポイント数を控除してなお残高がある場合、当該残高に対して第7条第1項および第2項に定めるポイント上限数を適用した上で、対象カード等ポイントを加算するものとします。

第10条 (ポイントの譲渡禁止)

会員は、加算された本ポイントを他人に譲渡し、質権その他の担保権を設定したりすることはできません。

第11条 (不当な取引の禁止)

1. 会員は、以下の(1)から(7)に定める取引・行為（以下「不当取引」という。）を行ってはならないものとします。

(1)他人の対象カード等を用いて決済した結果として、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること

(2)架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品等を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにもかかわらず、当該取引を根拠として、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること

(3)商品もしくは権利の売買または役務の提供を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、ショッピング利用を行い、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること

(4)本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること

(5)本事業の対象取引が取消し、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは本事業の対象外取引である金券類等による反対給付が行われたにもかかわらず、自己または第三者が本事業における消費者還元に基づく利益を受けること

(6)本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、第三者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること

(7)その他事務局が本事業の趣旨に照らして不当であると判断する取引

2. 当社は会員が不当取引を行ったことが疑われる場合、会員に対して、電話、メール、訪問その他の方法により調査を行います。会員は当社からの問い合わせに応じ、不当取引を行ったか否かに関する必要な回答を行うものとします。

3. 会員が不当取引を行ったことにより、当社、本事業に参与する決済事業者、事務局または国に損害が生じたときは、会員は当該損害につき賠償する責任を負うものとします。また、当該損害賠償債務には年 14.56%（うるう年は 14.60%）を乗じた遅延損害金を付すものとします。

第 12 条（個人情報共同利用）

会員が不当取引を行った場合または不当取引を行ったことが疑われる場合、当社、国、事務局、本事業に参加する決済事業者およびそれらの委託先は、不当取引を行った者の特定、不当取引の防止および不当取引によって生じた損害の賠償請求等を利用目的として、会員に関する以下の①から⑦の情報を共同して利用します。なお、当該共同利用の管理について責任を有する者は事務局となります。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③電話番号
- ④住所
- ⑤カード番号等
- ⑥お支払い口座
- ⑦不当な取引を行った事実

第 13 条（ポイントの確認）

1. 利用代金締切日現在で加算された当月ポイントは、当社より送付するご利用代金明細（e ステートメントを含む）、当社会員専用オンラインサービス「クラブ・オンライン」のご利用履歴詳細（以下、併せて「明細」という）に、当社が第 8 条に基づき加算する予定のポイント数を、ポイント相当額に換算した金額（毎月 1 日から末日までの合計金額）として確認できます。この場合、明細のご利用店名には「キャッシュレス・消費者還元事業」と表示されます。

2. 利用代金締切日以降にポイント数の増減があった場合、次月以降の明細のポイント相当額から相殺されます。

第 14 条（利用停止等）

1. 会員が不当取引を行った場合その他会員が本規定に違反した場合、または不当取引が発生した疑いがある場合（事務局からこれらの通知を受けた場合を含む）、当社は会員に対する何らの通知または催告を行うことなく、会員による本サービスの利用を停止し、また会員による対象カード等の利用を停止します。

2. 会員が不当取引を行った場合、その他会員が本規定に違反した場合、当社が通知をしたときに、会員は会員規約に定める会員資格を喪失するものとします。

第 15 条（免責）

1. 当社は、本サービスのために使用する電子機器、ソフトウェアなどのシステムにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的な保守および運用を行います。システムの完全性を保証するものではありません。

2. 当社は、電子機器、ソフトウェアなどの不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して、本会員に加算されるべきポイントに異常が生じた場合には、その時点における一般の技術水準に従って合理的な措置を講じます。かかる措置にもかかわらず、ポイントの異常が解消されなかった場合、かかる異常を解消できないことにつき当社に過失がない限り、当社はポイントの補償その他の責任を行わないものとします。

3. 当社は、加盟店、本事業に参加する当社以外の決済事業者、通信事業者、事務局、国等、両社以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた会員の損害について、一切の責任を負いません。

第 16 条（本規定の有効期間）

1. 本規定の有効期間は、2021 年 2 月 10 日までとします。
2. 本規定の有効期間経過後も、第 4 条第 3 項、第 5 条第 4 項、第 9 条、第 11 条第 2 項および第 3 項、第 12 条、第 14 条、第 15 条は引き続き効力を有するものとします。

第 17 条（規定および本サービスの改定）

当社は、必要に応じて随時、本規定および本サービスの内容を変更できるものとします。本サービスは、国の施策である本事業の一環として行われるものであり、本事業の内容の変更または具体化等の事情により、随時変更される可能性のあるサービスであることを、会員は了解するものとします。本規定および本サービスの内容の変更は、当社がウェブサイト公表することにより効力を生ずるものとします。

(2019 年 10 月 1 日)

(2020 年 4 月 1 日 改定)